

令和7年度歴史・文化紹介テレビ広報番組制作・放送業務 仕様書

1 業務の内容

自然や人、伝統芸能などにスポットを当て、適宜、市民へのインタビューを交えながら、郷土の歴史・文化のすばらしさを発信することで市民のシビックプライドを醸成する番組を制作し放送する。

2 業務の概要

(1) 番組構成等

高松の昭和・平成の歴史、文化、産業、伝統、人などを紹介する広報番組の企画・制作・放送を行うものとする。

(2) 放送回数

放送回数は年間2回とする。

(3) 番組時間

15分間（実時間14分間）

(4) 放送時間

放送日の午前7時から午後8時までの時間帯で放送する。

(5) 番組企画

歴史・文化紹介テレビ広報番組の制作・放送業務の委託について、企画提案方式により、業者選考するものとする。市民など多くの人が興味を持ち、自分の住むまちを好きになり、足を運びたくなるような番組内容・構成とするものとする。

なお、シナリオ作成については、契約業者が行うものとするが、広聴広報・シティプロモーション課においても修正等を行うものとする。

(6) 現地収録

シナリオに基づくインサート映像及び市民へのインタビューなどの収録のために行う現地収録は、原則2日間程度とする。ただし、荒天等の理由により、収録日数を延長する場合もあるものとする。

(7) 予定金額

2,600,000円 ※消費税236,364円を含む
(電波料、制作費、その他制作放送に係る一切の費用を含む。)

(8) その他

ア 契約金額には、動画配信チャンネル「高松ムービーチャンネル」（高松市制作Webサイト）での再放送使用料及び市施設や市の開催する催し等での二次利用料も含むものとする。

イ 完成用パッケージをDVD及びmp4形式の動画ファイルで広聴広報・シティプロモーション課へ各1本提出すること。

ウ 修正可能な段階で事前試写（プレビュー）を行い、必要に応じて修正を行うも

のとする。

エ 必要に応じて広聴広報・シティプロモーション課が所有する映像画像などは使用できるものとする。

3 市発注の工事(業務)における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

4 その他

- (1) 契約業者は、制作前、制作中においては、常に広聴広報・シティプロモーション課と密接に連携を図りながら、忠実かつ誠実に業務を遂行すること。
- (2) 仕様書に記載のない事項については、広聴広報・シティプロモーション課と協議の上、適切に処理するものとする。